

公立大学法人神戸市外国語大学教職部会規程

2016年4月1日

規程第1号

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づき教職部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、本学の教職課程の円滑な運営と教育の質の向上を図るため、次の事項を審議する。

- (1) 教職課程の編成及び検証・改善等に関すること。
- (2) 学生の教職課程履修に関すること。
- (3) 教育実習、介護等体験、スクールサポーターなどの運営に関すること。
- (4) 教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力に関すること。
- (5) 教育職員免許法に係る課程認定に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、教職課程の運営に関し、第4条に規定する部会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 部会は、学長が指名した次の委員で組織する。

- (1) 教職支援センター長
 - (2) 教職課程を置く各学科の専任教員から各1名
ただし、英米学科からは、3名以内とする。
 - (3) 商業の免許について、専任教員から1名
 - (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等」を担当する専任教員
 - (5) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を担当する専任教員から互選により選出された教員1名
 - (6) 前5号に掲げる者のほか、教職支援センター長が必要と認めた教職員
- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、教職支援センター長をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。